

大里広域市町村圏組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定業務プロポーザルに関する評価基準

大里広域市町村圏組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定業務に関する優先交渉権者の選考方法について、次のとおり審査方法と評価基準を定める。

1 優先交渉権者の審査方法

(1) 審査は、一次審査及び二次審査とする。一次審査及び二次審査の合計点の最上位者を優先交渉権者に選定する。

ア 一次審査（書類審査）

一次審査は、参加申込書、技術資料、同種・類似業務実績等報告書及び企画提案書について評価基準に基づく総合評価を実施し、合計点の上位者5者を選考する。

イ 二次審査（プレゼンテーションによる審査）

二次審査は、一次審査で選考された上位5者に対し、プレゼンテーションによる審査を行い、その提案内容等を再審査し、優先交渉権者を決定する。

2 各審査の評価算出者

(1) 一次審査

一次審査は、技術者、業務実績、企画提案書及び価格評価の採点方法に則り、業務課があたる。

(2) 二次審査

二次審査は、プレゼンテーション評価及び価格評価を審査委員があたる。

3 評価項目

(1) 一次審査（書類審査）の評価項目

ア 一次審査の評価項目は次のとおりとする。

項目	評価項目	概要	配点
技術点	技術者	有資格技術者数について採点する。	5
	業務実績	過去5年間の同種業務又は類似業務の実績について採点する。	5
	企画提案書	事業者から提出される企画提案書について評価し採点する。	20
価格点	価格評価	設定した提案上限価格に対し、事業者からの提案価格について採点する。	10
合計			40

イ 上位5者と上位6者の合計点が2者以上あった場合の順位両者を二次審査の出席者とする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）の評価項目

二次審査の評価項目は次のとおりとする。

項目	評価項目	概要	配点
技術点	プレゼンテーション評価	提案書の補足説明としての事業者プレゼンテーションの評価を行う。プロジェクトマネージャー候補者に説明を求め、説明内容や質疑応答の対応等について評価する。	50
価格点	価格評価	設定した提案上限価格に対し、事業者からの提案価格について採点する。	10
合計			60

4 一次審査の評価

(1) 技術点の採点方法

ア 技術者の評価

技術者については、次に示す判断基準を設定し、評価を行う。

判断基準	評価点
有資格技術者数 100人以上	5
有資格技術者数 50人以上	4
有資格技術者数 30人以上	3
有資格技術者数 10人以上	2
有資格技術者数 9人以下	1

イ 業務実績の評価（過去5年間）

過去5年間の業務実績について、次に示す判断基準を設定し、評価を行う。

判断基準	評価点
同種業務又は類似業務 20件以上	5
同種業務又は類似業務 10件以上19件まで	4
同種業務又は類似業務 5件以上9件まで	3
同種業務又は類似業務 2件以上4件まで	2
同種業務又は類似業務 1件以下	1

ウ 企画提案書の評価

判断基準	評価	評価点
取組方針、考え方が優れているか ・業務遂行にあたって基本的な考え方や課題の整理方法が的確か	5点から1点までの5段階評価	5
国や県等の動向について ・国や県の動向を理解しているか ・市町村や一部事務組合の動向を理解しているか		5
組合の現状について ・組合の概要を理解しているか ・組合の現状や課題に対する理解や提案があるか		5
ごみ処理の課題抽出について ・関係法令に精通しているか ・社会情勢やごみ処理の動向を理解しているか ・ごみ処理経費に対する意識が高いか ・ごみの減量化の提案等があるか		5

(2) 価格点の採点方法

提案価格の評価は、次の計算式で算出し価格点を採点することとする。

提案価格が、提案上限額と同様の場合は0点とする

$$\text{価格点} = \left(1 - \frac{\text{提案価格}}{\text{提案上限価格}} \right) \times 10$$

(少数点以下第2位を四捨五入)

5 二次審査の評価

(1) 技術点の評価方法

プレゼンテーション評価

プレゼンテーション評価は、次に示す判断基準により評価を行う。

プレゼンテーション終了後、一次審査の企画提案評価点を再度評価し、その評価点に評価係数を掛けることによって、プレゼンテーション評価点とする。

判断基準	評価	評価係数
以下の基準をすべて満たしていること。 ・提案書の内容について説明が理解しやすく、提案書に沿った説明となっている。 ・説明の仕方や質疑応答の対応は十分満足できる。 ・提案書の内容と異なる説明や矛盾した説明をしていない。 ・プロジェクトマネージャーもしくは同等のものが説明を実施している。	○	1.0
上記の基準を1つ満たしていない。	△	0.8
上記の基準を2つ以上満たしていない。	×	0.6

$$\text{技術点} = \text{企画提案書再評価点} \times \text{評価係数} \div 20 \times 50$$

(少数点以下第2位を四捨五入)

(2) 提案価格評価

一次審査と同じ方法にて採点を行う。

6 その他

(1) 優先交渉権者との交渉

優先交渉権者との交渉などは次のとおりとする。

ア 優先交渉権者との交渉

一次審査及び二次審査の合計点の最上位者を優先交渉権者とし、本件に係る事業予定者とする。なお、上位2者の合計点が同点の場合、二次審査の得点が上位の者が、さらに二次審査の得点も同点の場合は二次審査のプレゼンテーション評価の上位の者が、さらにプレゼンテーション評価も同点の場合はくじ引きとし、優先交渉権者とする。

イ 交渉が不調となった場合

優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点者を優先交渉権者とし交渉を行う。

なお、次点者との交渉も不調に終わった場合は、さらに次点者を以って優先交渉権者とするが、それでも交渉が整わない場合は、優先交渉権者の選考をやり直すこととする。